

新潟県最低賃金



効力発生年月日 令和5年10月1日

令和5年度新潟県最低賃金ポスターデザインコンテスト最優秀賞作品
新潟デザイン専門学校 グラフィックデザイン科 中村 日南さん

特定最低賃金

電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業
(電球製造業及び電気計測器製造業を除く)

効力発生年月日 令和5年12月27日

時間額 **1,005円**

自動車(新車)、
自動車部分品・附属品
小売業

効力発生年月日 令和5年12月20日

時間額 **997円**

各種商品小売業

(衣食住にわたる商品を小売する)
百貨店、総合スーパー等

効力発生年月日 令和5年12月30日

時間額 **932円**

新潟県最低賃金額が各種商品小売業特定最低賃金額を上回ったため、令和5年10月1日から同年12月29日までは新潟県最低賃金額の931円が適用されます。

○ 業種分類は日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づいたものです。

○ 新潟県最低賃金は、どのような仕事でも、どのような雇用形態(臨時採用、アルバイト、歩合給)でも、新潟県内で働く全ての労働者に適用されます。

○ 特定最低賃金には年齢(18歳未満、65歳以上)等の適用除外があります。

最低賃金のお問い合わせは最寄の労働基準監督署または
新潟労働局賃金室(☎025-288-3504)まで

賃金引上げを支援する助成金、賃金制度の改善の無料相談
のお問い合わせは、新潟働き方改革推進支援センター
(☎0120-009-229)まで

新潟労働局ホームページ



新潟労働局では、定期的にSNSで
情報配信しています。

LINE



X
(旧 Twitter)



YouTube

